

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月8日掲載)

8/25 修正

No.48	障害者自立支援法による精神障害者に対するサービス体系の再編を示せ。		
解答	旧体系サービス	展開	新体系サービス
		新規参入 ⇒	【日中活動系サービス】
	①ホームヘルプサービス		①療養介護
	②ショートステイ		②生活介護
	③グループホーム		③自立訓練(機能訓練)
	【精神障害者居宅生活支援事業】	移行 ⇒	④自立訓練(生活訓練)
	①ホームヘルプサービス		⑤就労以降支援
	②ショートステイ		⑥就労継続支援 A 型
	③グループホーム	移行 ⇒	⑦就労継続支援 B 型
	【精神障害者社会復帰施設】		【訪問系サービス】
	①精神障害者地域生活支援センター		①居宅介護
	②精神障害者福祉ホーム		②行動援護
③精神障害者生活訓練施設	③重度障害者包括支援		
④精神障害者入所授産施設	④短期入所		
⑤精神障害者通所授産施設	【居住系サービス】		
⑥精神障害者小規模通所授産施設	経過措置 ⇒	①グループホーム	
⑦精神障害者福祉工場		②ケアホーム	
		【旧体系サービスのうち精神障害者社会復帰施設】 ただし、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者福祉ホームA型は経過措置対象外である。 また、精神障害者居宅生活支援事業はすべて経過措置の対象外である。	

(注)「問題 47 精神科デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、ショート・ケアの概要を述べよ。」「問題 69 精神障害者の地域生活支援(障害福祉サービス、医療サービス、雇用支援)の現状と問題点・課題について述べよ。」を参照のこと。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.